

「いちご新規就農者研修事業」令和5年度研修者追加募集要綱

令和4年11月

全国農業協同組合連合会 岐阜県本部

1. 事業内容

(1) 事業概要

岐阜県下JAグループが、地域の生産部会において産地の維持発展に取り組む新規就農者を育成するため、新たに「いちご」生産に取り組むことを希望する個人に対し生産技術、経営管理に関する研修を行い、「いちご」生産者として独立するための十分な資質を形成するとともに研修修了後の就農に向け、関係機関と連携して支援を行います。

(2) 研修場所

JA全農岐阜いちご新規就農者研修所（岐阜市曾我屋4丁目117番地）

(3) 研修期間

令和5年4月から令和6年5月まで

ア. 体験研修（4月～5月）：

2ヵ月間の体験研修を行い適性等を判断します。

イ. 実践研修（6月～翌年5月）：

体験研修期間の適正を確認し修了した者に実践研修を行います。

(4) 研修内容

項 目	研 修 内 容
基礎研修	生理生態・品種特性等の基礎知識、高設ベンチ栽培・土耕栽培についての基礎知識 肥料・農薬・保温資材及び包装・出荷資材の基礎知識
技術研修	栽培ステージ毎の栽培技術、収穫・パック詰等の商品作り
経営管理	施設投資・経営収支管理・農業簿記記帳・税務申告等、経営に必要な基礎知識
就農準備	農地取得・資金調達等の就農に必要な知識・手続き
視察・交流	いちご産地視察（県内外）、地域のいちご生産者との交流

(5) 研修講師

全農岐阜県本部

岐阜県の試験研究機関・岐阜市・岐阜県園芸特産振興会いちご部会・

JAぎふ並びに同いちご部会

(6) 修了認定

全農岐阜県本部が修了の可否を判定し、修了者には修了証を交付します。

(7) 就農支援

研修終了後の就農に向け、農地・施設の取得及び資金調達等について関係機関が協力して支援を行います。

2. 募集内容

(1) 募集人員

1名

(2) 応募資格

ア. 満18歳以上で研修修了後は「いちご」生産者として就農意志が明確な方。また、性別・農業経験の有無は問いません。

イ. 研修終了後は、必ず岐阜県内で就農すること。

ウ. 就農時にいちご栽培を共にするパートナーがいる方。(親族に限る)

エ. J Aグループ総合事業にご理解をいただける方。

(3) 提出書類

以下の書類等に必要事項等を記載・同封の上、下記の募集期間内に郵送、または、直接持参してください。尚、直接持参の場合は、平日の9時から17時の間にお願いします。

ア. 「いちご新規就農者研修事業」令和5年度研修受講申込書

イ. 履歴書(市販のJIS規格のもの、写真糊付け)

3. 募集期間

(1) 応募受付期間

令和4年11月1日(火)から令和4年12月16日(金)まで(必着)

(2) 個別相談・説明の実施

期間: 令和4年11月1日(火)から令和4年12月9日(金)

ア. 日時: 都度(希望者ごとに個別に実施)

イ. 場所: いちご新規就農者研修所(岐阜市曾我屋4丁目177番地)

ウ. 内容: 本会より研修事業についてご説明します。また、就農にあたっての意向をお聞かせ頂きます。

エ. その他: 応募を希望される方は、必ず事前に連絡願います。

4. 選考方法等

(1) 選考方法

ア. 書類審査を実施し面接に進んでいただく方を決定します。

イ. 全農岐阜県本部及び関係機関・団体の選考委員による面接(一次・二次)により採用者を決定します。

(2) 面接期日・場所

ア. 日時: 令和5年1月11日(水) (予定)

イ. 場所: J A会館(岐阜市宇佐南4-13-1)

(3) 結果通知

応募者には、選考結果を個別に通知いたします。

5. 研修条件

(1) 研修期間中の諸条件

- ア. 研修受講料は無料とします。
- イ. 研修に必要な費用は本会が負担します。尚、個人生活に係わる費用及び研修施設までの交通費は、全額研修者の負担とします。
- ウ. 本事業における生産物販売代金は全農岐阜県本部に帰属します。

(2) 災害補償

- ア. 研修者は、傷害保険への加入を必須とします。
- イ. 研修期間中の傷害保険への加入及び研修中の災害補償については、研修者自らで対応して下さい。

(3) 研修時間及び休日

研修時間は原則として午前8時から午後5時です。休日は原則として毎週土曜日及び日曜日ですが研修課程により変更及び振り替えることがあります。また、収穫期等の繁忙期は、休日に研修を実施することがあります。

(4) 遵守事項

本事業の趣旨を充分理解の上、常に誠実且つ積極的な態度、姿勢で研修に臨むことが必要です。

6. 応募・連絡先他

(1) 応募・連絡先

全農岐阜県本部 営農対策課

岐阜市宇佐南4-13-1 JA会館内 TEL 058-276-5301

(2) 相談窓口

ア. 全農岐阜県本部 営農対策課

岐阜市宇佐南4-13-1 JA会館内 TEL 058-276-5301

イ. 岐阜県

農政部 農業経営課 TEL 058-272-8421 (直)

農産園芸課 TEL 058-272-8436 (直)

岐阜市藪田南2-1-1

ウ. ぎふアグリチャレンジ支援センター

担い手部 就農支援課 TEL 058-215-1550

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎内

(3) 留意事項

ア. 研修中から就農していちごを収穫するまでの約2年間の生活資金が必要になります。

※その他就農にあたり自己資金が必要になります。

イ. 営農を継続するためには、本人の努力・熱意・体力と共に地域と協調する姿勢が求められます。

ウ. 補助事業の活用や栽培施設を取得するにあたり保証人が必要になります。

※本募集要綱に基づく提出書類に係る個人情報については、研修者の選考・研修期間中の指導・連絡及び就農にあたっての斡旋・その他運営に関する目的に使用します。